

学校で取り組む 「くすりの正しい使い方」の教材について

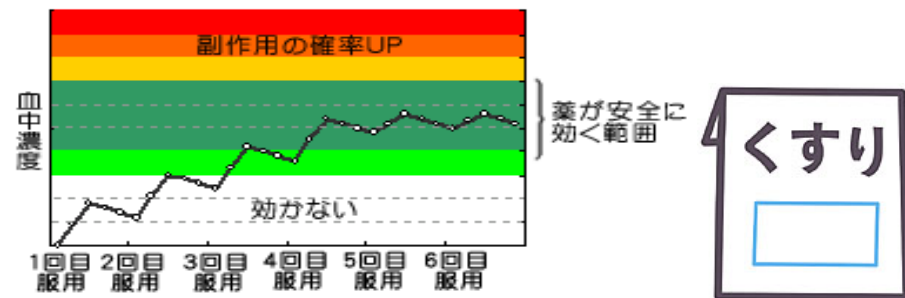
学校薬剤師の職務は、ご承知のように「学校保健法施行細則第二十五条」に
学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健安全計画の立案に参加すること。
- 二 第二十二條の二の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- 四 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

学校で依頼を受ける「薬物乱用防止の授業」や「くすりの正しい使い方」などは、25条の5に記載されている「保健管理の指導」の範ちゅうに入る。医薬品を取り巻く社会環境の変化と、国民がセルフメディケーションの考えを求められる近年の状況を受け、中学校や高等学校の保健の教科書に「医薬品の適性使用」の内容を学ぶということが決まった。その結果、先生方も学校で何度も依頼を受けられ、授業や講演を行っておられることだと思います。様々な資料や教材がインターネット上や、本、CD、新聞、などなどから手に入るが、「くすりの正しい使い方」についての教材について、日本薬剤師

会では、ホームページよりパワーポイントの教材がダウンロードできるようになっている。これと同じ内容の本（CD 付き）が、京都府薬剤師会に配布され、現在貸し出しをされていることをお知らせいたします。また、昨年、京都府学校薬剤師会会員研修会にて紹介をした、「くすりの適正協議会」では、インターネット上から、会員登録すれば、パワーポイントの画像や、実験の動画、を自由にダウンロードでき、また、人体の模型や、錠剤・カプセルの模型など貸し出しもしてもらえる。（詳しくは、ホームページをご覧ください）この2つの資料は、自分自身のオリジナルのパワーポイント作りにも自由に貼り付けが出来ること、話の組み立てが決まれば、内容に応じて、選択でき、非常に便利に使える。学校からの依頼があれば、先生方の講義に是非活用し、子どもたちや、地域の方々に分かりやすい「くすりの正しい使い方」を広めていただきたいと思います。



関連リンク先

(社) 日本薬剤師会 : <http://www.nichiyaku.or.jp/index.html>

<http://www.nichiyaku.or.jp/contents/keihatsu/default.html>

(社) 京都府薬剤師会 : <http://www.kyotofuyaku.or.jp/>

くすりの適正協議会 : <http://www.rad-are.com/>